



兵庫労働局発表
平成27年6月25日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部
安全課

課長 福田 恵匡

安全専門官 畑中 義春

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

平成27年建設業労働災害防止強化月間の実施について

—兵庫県内の建設業の労働災害の死亡者数は、全体の約35%を占める—

兵庫県内における平成27年(6月22日現在の速報値)の死亡災害は21件で、昨年同期と同数となっています。そのうち建設業が7件で全体の約35%を占めています。

兵庫労働局及び県下各労働基準監督署では、平成7年の阪神大震災の災害復旧工事における災害多発以降、毎年7月1日から7月31日までを「建設業労働災害防止強化月間」と定め、事業者はもとより、関係行政機関、発注者、労働災害防止団体等の参加の下、関係者が一丸となって、県下全域での集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとしております。

記

1 実施期間 平成27年7月1日から7月31日

2 主な実施事項

(1) 兵庫労働局長による安全パトロール

・実施日時 平成27年7月1日(水) (予定時間: 13:45~15:00)

・対象現場 三井住友建設(株)・(株)横河ブリッジ特定建設工事共同企業体
新名神高速道路 有馬川橋(鋼・PC複合上部工)工事
(神戸市北区道場町平田地内)

(2) 期間中は県下の労働基準監督署毎に、墜落災害、重機災害並びに熱中症予防を重点とした建設業労働災害防止大会や建設業労働災害防止協会兵庫県支部や発注者との合同パトロールを実施する。

(添付資料)

- ・平成27年建設業労働災害防止強化月間実施要綱
- ・建設業平成27年死亡災害発生状況
- ・平成27年(1月~5月)労働災害発生状況(兵庫県内速報値)

平成27年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



主 唱 兵 庫 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

協 賛 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、平成26年の死傷者数(休業4日以上、以下同じ。)は4,683人と前年に比べ15人の増加となり、死亡者数も7人増加の43人となった。

建設業における平成26年の死傷者数は、前年より39人増加し631人、死亡者数も12人となり、3人増加という非常に残念な結果となった。また、本年に入り、4月末日現在で既に4人の方が死亡しており、憂慮すべき状況にある。

平成26年における建設業の死傷者数を事故の型別で見ると「墜落・転落」災害が約40%と最も多く、死亡者数においても12人中7人が「墜落・転落」災害であり、この災害は高所作業における安全な作業床、手すりの設置や安全帯の使用などの墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれるところである。

このような在来型の災害が今なお続く状況を打開するには、今一度建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行うリスクアセスメントの確実な実施や改正予定の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の追加対策(以下「推進事項」という。)の普及を促進するとともに、本年7月より施行される足場等に係る改正労働安全衛生規則の確実な定着を図ることが重要である。

このため、本年度も7月を「平成27年建設業労働災害防止強化月間」(以下「強化月間」という。)と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や総合対策要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成27年7月1日から平成27年7月31日まで

3 目標

- ・足場等に係る改正労働安全衛生規則の確実な定着
- ・墜落・転落災害の防止
- ・車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・土砂崩壊災害の防止
- ・リスクアセスメント等の確実な実施
- ・高齢者に対する労働災害の防止
- ・解体工事における労働災害の防止
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

4 実施事項

(1) 主唱者

- ア) 関係災害防止団体・事業者・局署による合同パトロールの実施
- イ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ウ) 建設業者及び発注者に対する足場等に係る改正労働安全衛生規則の周知と履行確保
- エ) 建設業の災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催(6月～7月中)
- オ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請

カ) 改正予定の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の追加対策の周知

キ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施

ク) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知

ケ) 広報誌等による広報活動

(2) 発注者(要請事項)

ア) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施

イ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底

ウ) 発注条件の適正化(改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置に必要な経費等の計上)、発注の平準化と工期の弾力化等

エ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進

オ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3) 工事実施者(建設店社及び建設工事現場)

ア) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進

イ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

ウ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施

エ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(略称コスモス)に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善

オ) 墜落・転落災害の防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保及び手すり先行工法等に関するガイドラインの周知、推進事項の実施、脚立や保護帽(「墜落時保護用」)の適正使用、安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進

カ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施

キ) 土砂崩壊災害の防止対策

1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行

ク) 解体工事における災害防止対策

リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止、ハーネス型安全帯の使用促進

ケ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保及び手すり先行工法等に関するガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、推進事項の実施、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進

コ) 木工機械等による災害の防止対策

適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措施に係る日常的点検による有効保持

サ) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実

シ) 熱中症予防対策

WBGT(暑さ指数)を指標とした作業環境管理(日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保)

ス) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止

建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行

建設業平成27年死亡災害一覧表

件数	署整理番号		災害発生		業種 小分類	年齢	経験 年数	職 種	事故の型	起因物	発生状況概要
	署名	番号	月	時間					分類項目	小分類	
1	姫路	1	2月	13時台	その他の 土木工事業	73	34	土工	崩壊、倒壊	地山、岩石	新築工場の敷地内に貯水槽を設置するため、ドラグ・ショベルで掘削しているピット（11m×8m、深さ3.6m）の底部で、ならし作業をしていたところ、生き埋めとなったもの。
2	神戸東	1	2月	9時台	電気通信 工事業	61	10	作業員・ 技能者	墜落、転落	建築物、構 築物	通信ケーブルの更新工事において、架設していたメッセンジャーワイヤーを巻き取り、ケーブル支持用金具を取り外す作業を支柱上で行っていたところ、高さ約20mから墜落した。
3	神戸東	2	3月	7時台	その他の 建築工事業	22	0	塗装工	墜落、転落	足場	建築物の外壁塗装及び改修工事で、前日に塗装した外壁について、換気用ダクトと窓枠に付着した塗料をふき取っていたところ、荷揚げ用として足場板を取り外していた箇所から約9m下の地面まで墜落したもの。
4	神戸西	1	3月	16時台	その他	49	1	作業員・ 技能者	はさまれ、 巻き込まれ	機械装置	廃棄物収集用のアームロール車に廃棄物を入れた専用コンテナを積む作業中、コンテナが車両のガイドローラーから外れ、フックからも外れ側方へ転倒し、下敷きとなった。
5	神戸西	2	4月	1時台	その他の 建設業	65	35	とび工	墜落、転落	足場	高速道路高架橋の高欄補修工事で、つり足場の組立て作業中につりチェーンの上部支点となる鉄骨クランプが外れ、足場が傾斜して36メートル下に墜落した。
6	西脇	1	4月	16時台	土木工事業	61	34	車両系建 設機械運 転者	転倒	建設機械等	法面工事で使用したラス金網をドラグショベルの爪でつり上げて走行したところ、機体が前のめりに転倒し、運転席から投げ出された運転手がドラグショベルのアームの下敷きとなった。 (発注：地公)
7	神戸東	3	5月	10時台	木造家屋 建築工事業	60	20	作業員・ 技能者	墜落、転落	仮設物・建 築物・構 築物等	軒高8.5mの木造家屋の建設工事で、屋根下地板金取付作業中に建築物と足場の隙間から地上に墜落し、2日後に死亡した。

平成27年(1月～5月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

業 種	平成27年(1月～5月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	1,402	100.0%	1,524	100.0%	-122	-8.0%
製 造 業	379	27.0%	400	26.2%	-21	-5.3%
鉱 業	3	0.2%	8	0.5%	-5	-62.5%
建 設 業	162	11.6%	219	14.4%	-57	-26.0%
交 通 運 輸 業	47	3.4%	36	2.4%	11	30.6%
陸上貨物運送業	167	11.9%	175	11.5%	-8	-4.6%
港 湾 運 送 業	11	0.8%	10	0.7%	1	10.0%
農 林 業	22	1.6%	24	1.6%	-2	-8.3%
畜産・水産業	2	0.1%	5	0.3%	-3	-60.0%
商 業	193	13.8%	208	13.6%	-15	-7.2%
金 融 ・ 広 告 業	13	0.9%	12	0.8%	1	8.3%
映 画 ・ 演 劇 業						-
通 信 業	26	1.9%	19	1.2%	7	36.8%
教 育 ・ 研 究 業	16	1.1%	6	0.4%	10	166.7%
保 健 衛 生 業	115	8.2%	121	7.9%	-6	-5.0%
接 客 娯 楽 業	83	5.9%	108	7.1%	-25	-23.1%
清 掃 ・ と 畜 業	64	4.6%	88	5.8%	-24	-27.3%
官 公 署	1	0.1%			1	-
そ の 他 の 事 業	98	7.0%	85	5.6%	13	15.3%